

# 玉野スポーツセンター売店設置運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、玉野スポーツセンター（以下「当センター」という。）の施設内にて、売店を設置する団体に対して、適切な運営をしてもらうために規程を定める。また、施設管理及び利用者への安心・安全な活動を提供するために定める。

## (対象団体)

第2条 この規程の対象団体は、売店を当センター内にて設置する団体とする。

## (用語の定義)

第3条 この規程において「売店」とは、施設利用者もしくは来所者が必要とする物品・食事を移動車もしくは売店スペースを設けて販売をすることをいう。

## (申請)

第4条 売店設置を希望する団体は、別紙様式「玉野スポーツセンター売店設置申請書」を提出すること。

## (提出期限)

第5条 「玉野スポーツセンター売店設置申請書」の提出は、売店設置日の2週間前を提出期限とする。

## (許可)

第6条 団体より提出された申請書類を精査し、結果を提出団体の担当者へ通知する。

## (売店料金)

第7条 売店設置するにあたり、当センター施設使用料金として、販売移動車及び販売ブース1店につき1日1,000円を当センターへ支払うこととする。

第8条 支払方法については、現金のみとする。

## (売店での注意)

第9条 売店設置時間は当センターの営業時間内とする。

第10条 当センターの所有物を破損・破壊した場合は、修理費を申請団体へ全額請求する。

第11条 売店に対しての保険には、申請団体で確認しておくこと。当センターでは対応しない。

第12条 売店と顧客のトラブルについては、当センターは一切責任を負わない。

第13条 売店で発生したごみについては、持ち帰りとし、当センターでの処分は不可とする。

第14条 当センターのコンセント（電気利用）は、使用を不可とする。

(禁止事項)

第 15 条 以下の項目に該当する団体については、売店設置及び販売を認めない。

- ①売店設置申請書の未提出
- ②飲料物の売店
- ③当センター利用の他団体への迷惑行為が発覚した場合
- ④その他、当センターの指示に対して、従わない場合

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 1 2 月 1 日よりから施行する。